



卓 話



「中小企業の賢い銀行対策と公的施策 (助成金、公的融資) 活用術」

(株)ラック コンサルタント 白木 輝夫氏

会社は存続することが、一番大切です。会社の存続期間は20年説や30年説などありますが、環境変化への柔軟な対応が鍵になります。



私なりに会社が存続するために必要なことを考えますと、1つは資金面(資金繰り)でもう1つは新しい事業へのチャレンジであります。

まず資金面は言うまでもなく会社の血流であります。常に資金面(資金繰り)を考えた経営が必要です。これには勿論金融機関の協力がかせませんが、いざと言う時に支援してくれるかどうかを十分検討した取引をすることです。

それには身の丈にあった金融機関との取引が大事であります。また公的融資であります日本政策金融公庫の低利融資や緊急保証制度の活用などを上手く利用するとともに、昨年施行されました中小企業金融円滑化法も場合によっては活用することも考えられます。特にこのところ金融機関の融資姿勢もやや厳しくなってきましたので、新規融資が出ない場合は円滑化法案に基づく貸出条件等の変更も3月にかけて増えることも考えられます。尚、金融機関は特別な事情を除き貸出条件等の変更に積極的に対応しています。

もう1つは新しいことへのチャレンジであります。会社は既存事業だけではいずれ売上が下がってきたり、収益が悪化してきたりします。常にスクラップアンドビルドをする必要がありますが、このような新しいことへのチャレンジにも大いに公的施策を利用して事業を進めることが成功への一番の早道であります。そのような中小企業が新しい事業へのチャレンジをサポートする法律として「中小企業新事業活動促進法」の中の「経営革新支援」があります。

これは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

など4つのタイプがあり、要は既存事業に関連した新しい製品、商品の開発や新しいサービスを提供することをテーマとして各都道府県に申請を出し、承認を受けるものであります。

この法律認定を受けると、資金調達面では

- ① 日本政策金融公庫の低利融資制度で通常の金利よりも優遇された特別貸付が受けられる。
特別利率 0.85%から(通常1.75%から)
- ② 中小企業信用保険法の特例
通常の無担保枠8,000万円と同額の別枠が設けられる。

助成金として、市場開拓助成金300万円(経費の1/2)が申請できます。

その他販路開拓の支援や設備投資減税、特許関係料金減免制度など人、物、金の様々な支援措置が受けられます。

その他公的助成金としては、

厚生労働省系の助成金として、新規雇用や雇用調整などの場合に様々な助成金が用意されています。特に昨年7月より、実習型雇用助成金は利用価値があるものであります。ハローワークより、実習型雇用をした場合は6ヶ月に亘り毎月10万円が助成され、正規雇用した場合は100万円が助成されます。まずは、雇用が発生した場合は助成金を念頭においていただきたいと思います。研究開発型の助成金は経済産業省系の外郭団体や都道府県の助成金があります。約3,000種類あると言われております。環境関連、省エネ関連、福祉関係など500万円から5,000万円などあります。

特に東京都中小企業振興公社が募集中の「新製品新技術開発助成金」は限度1,500万円となっております。また地域資源活用ファンドは800万円となっております。

最後に中小企業が利用する公的施策には様々なものがあります。

まずは、新しい事業へのチャレンジ、雇用関係には必

ず何か助成金や公的融資など利用できるものがないかどうかを念頭にいていただきたいと思います。